(目的)

第1条 この要綱は、本市が推進する春日井の魅力発信への活動に賛同する企業、 団体等(以下「企業等」という。)が本市に協力して実施する取組について、 必要な事項を定めるものとする。

(取組)

- 第2条 企業等は、春日井の魅力に係る情報発信パートナーとして、企業等が作成・所有する広告、ポスター、チラシ、ホームページ等において「Da Monde 春日井」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する取組(以下「取組」という。)を行うものとする。
- 2 前項の取組に必要な費用は、企業等が負担する。

(ロゴマーク)

第3条 ロゴマーク及びその使用方法については、別表のとおりとし、ホームページにおけるリンク用バナーのデザイン等については、必要に応じて市長が別に定めるものとする。

(使用手続)

- 第4条 取組を実施しようとする企業等は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 使用申請書(第1号様式)
 - (2) ロゴマークの使用状況が分かる企画書等(利用イメージ案、原稿等)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の使用申請書を受理した場合は、必要な審査を行い、ロゴマークの使用を認めるときは、使用承認書(第2号様式)を当該使用申請書を提出した者に交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 市及びその関係機関が使用するとき

- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (4) その他市長が適当と認めたとき
- 3 市長は、前項の規定によるロゴマークの使用を承認するときは、必要な条件 を付することができる。

(使用承認の制限)

- 第5条 市長は、次のいずれかに該当するときは、前条の申請を承認しないもの とする。
 - (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき
 - (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるとき、若しくはその活動を 支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき
 - (3) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がロゴマークの使用を承認することが不 適切であると認めるとき

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

- 第7条 ロゴマークの使用期間は、使用の承認を得た日から1年間を限度とする。 (使用承認の取消し)
- 第8条 市長は、ロゴマークの使用を承認した者(以下「使用者」という。)が次 の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の承認を取り消すもの とする。
 - (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき
 - (2) この要綱の規定又はロゴマークの使用の承認に付した条件に違反したとき
 - (3) 虚偽又は不正の事実に基づき使用の承認を受けたとき
- 2 市長は、前項の規定によるロゴマークの使用の承認の取消しによって生じた 使用者及び第三者の損害に関し、一切の責任を負わない。

(使用状況等の調査)

第9条 市長は、ロゴマークの適正な使用を図るため必要と認めるときは、使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができる。

(事故、苦情等の処理)

- 第10条 使用者は、ロゴマークの使用に伴う事故、苦情等が発生したときは、自 らの責任のもとに必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、前項の事故、苦情等に関し、一切の責任を負わない。(雑則)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

1 ロゴマーク



2 使用方法

上記のロゴマークの表記と併せて、次の内容のいずれかを示すこと。

- ・私たちは、春日井の魅力発信プロジェクトを応援します。
- ・私たちは、春日井の魅力発信を応援するパートナーです。

使用申請書

年		
+	Н	E

(宛先)春日井市長

(申 請 者) 所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

(使用責任者) 氏名

電話番号

春日井の魅力発信パートナーとして、「Da Monde春日井」ロゴマークを使用したいので、次のとおり申請します。

1	申請区分	新規		継続	(承認番号第	号)	
2	使用目的及び内	変更	(承認番号第		号)		

3 使用期間(1年以内の期間で記載してください。)

年 月 日から 年 月 日まで

- 4 誓約事項 申請に当たり、次の事項を満たしていることを誓約するととも に、市税等の納付状況を市が調査することを承諾します。
 - ・法令等に違反していません。
 - ・暴力団又は暴力団の構成員ではありません。
 - ・特定の政治、宗教、思想等の活動の意図又は目的とする団体 ではありません。
 - ・市税等を滞納していません。
- 5 添付書類

「Da Monde春日井」ロゴマークの使用状況が分かる企画書(利用イメージ 案・原稿案)等

使用承認書

年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで申請のありました春日井の魅力発信パートナーとして「Da Monde春日井」ロゴマークを使用することについて承認します。

- 1 承認番号 第 号
- 2 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 指示等事項

1	遵守事項
4	1 2 / 1 11 / 1

- (1) 「Da Monde春日井」ロゴマークを使用した物品等(以下「物品等」という。) を一般に販売、公開、配布等をする前にその写真又は現物を提出すること。
- (2) 申請した内容に変更があったときは、使用申請書(様式第1号)により速やかに変更の申請を行うこと。
- (3) 「Da Monde春日井」ロゴマークの使用を取り消されたときは、直ちにその使用を中止し、物品等の回収、撤去等を行うこと。
- 5 その他

本書に記載のない事項については、「春日井の魅力発信パートナー取組実施要綱」の定めるところによるものです。